

国保税の納付を忘れずに

国民健康保険(以下「国保」といいます)は、病气やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入している皆さんがお金を出し合い、助け合う制度です。

国保税の納付方法
本年度の国民健康保険税(以下「国保税」といいます)の税率などは、左表のとおりです。

国保税の納付回数は、原則7月から翌年2月までの8回です。年度途中から国保に加入した方は、

■平成27年度 国保税の税率・課税限度額

区分	税率など	課税限度額
医療給付費分	所得割	7.0%
	資産割	20.0%
	均等割	18,000円
	平等割	19,000円
後期高齢者支援金等分	所得割	1.5%
	資産割	3.5%
	均等割	5,900円
	平等割	5,700円
介護納付金分(40歳~64歳)	所得割	2.0%
	資産割	7.0%
	均等割	7,000円
	平等割	6,000円

- ▶所得割…国保加入者の所得に応じる分
- ▶資産割…国保加入者の固定資産税(土地・家屋)に応じる分
- ▶均等割…1人当たりの金額
- ▶平等割…1世帯当たりの金額

国保税の軽減・減免制度

●軽減制度

非自発的失業者への軽減

倒産や解雇などにより離職された方(離職日時点で65歳未満)で、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する方は、申告により国保税が軽減されます。

低所得世帯への7割・5割・2割軽減

前年の所得金額などにより、均等割額と平等割額が軽減されます。なお、軽減判定の基準となる所得金額には、国保加入者の所得のほか、国保の資格がない世帯主の所得も含まれます。

▶7割軽減

世帯主と国保加入者の前年の所得の合計が、33万円以下の場合

▶5割軽減

世帯主と国保加入者の前年の所得の合計が、33万円+(26万円×加入者数)以下の場合

▶2割軽減

世帯主と国保加入者の前年の所得の合計が、33万円+(47万円×加入者数)以下の場合

●減免制度

災害による住宅などの損害や、失業(定年退職、自己都合の退職は除く)などによる大幅な所得減少(前年比50%以下)のため納付が困難な方は、申請により減免が認められる場合があります。申請期限は、納期限の7日前までです。

届け出をした日の翌月から納付が始まり、納付回数も異なります。納税通知書は6月30日現在で作成し、7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに送付します。国保税の納付方法には、普通徴収と特別徴収があります。期限内の納付をお願いします。

普通徴収(納付書や口座振替での納付)

納付は、市内各金融機関、コンビニエンスストア、本庁収納課、各総

合支所税務会計係で行えます(コンビニエンスストアでの納付は、納期限内のものに限る)。ゆうちょ銀行で納付する場合は、「払込取扱票」が必要になりますので、お申し出ください。

口座振替による納付の申し込みは、市内各金融機関で受け付けています。口座振替を利用すると、毎回納める手間が省けて便利です。

特別徴収(年金からの差し引き)

世帯主が国保加入者で一定の要件に該当する世帯は、国保税が年金から差し引きになる特別徴収となります。なお、特別徴収の方でも、お申し出により口座振替に

更することができません。ただし、国保税の納付状況により変更できない場合もあります。

【問い合わせ】

- 課税内容・軽減などについて
本庁市民税課(☎24-2111内線236)
各総合支所税務会計係
大迫(☎48-2111内線133)
石鳥谷(☎45-2111内線215)
東和(☎42-2111内線253)
- 納付・口座振替について
本庁収納課(☎24-2111内線283)
各総合支所税務会計係(同上)

戦没者のご遺族の皆さんへ

第十回特別弔慰金が支給されます

戦後70周年に当り、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者に対し、改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)が支給されます。

支給対象者

平成27年4月1日現在、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方がいない場合に、次の順番の先順位の遺族1人に支給されます。

- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - ②戦没者等の子
 - ③戦没者等の(一)父母(二)孫(三)祖父母(四)兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時における生計関係の有無などにより順番が入れ替わります
- ④右記以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪など)
- ※戦没者等の死亡時まで1年以上の生計関係のあった方に限り

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

平成27年4月1日~平成30年4月2日(3年間)

受付場所

本庁地域福祉課または各総合支所健康福祉係

※平成27年7月1日~31日(土・日・祝日を除く)の期間は、本庁新館および各総合支所に特設会場を設けて受け付けます(午前9時~午後5時)

提出書類

- ①請求書
- ②印鑑等届出書
- ③現況申立書
- ④同順位者の請求同意書
- ⑤平成27年4月1日現在の請求者の戸籍
- ⑥戦没者と請求者との

続柄を証明する戸籍⑦公務扶助料などを受給していないことの申立書⑧親族関係表(家系図)⑨前回の裁定通知書または国債の写し

※必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。提出書類の様式は左記の問い合わせ窓口にあります

【問い合わせ】

- 本庁地域福祉課
(☎24-2111内線504)
- 各総合支所健康福祉係
(大迫☎48-2111内線14
3、石鳥谷☎45-2111内線
228、東和☎42-2111内
線231)

市民講座を開催します

暮らしパワーアップ教室

生活に密着した「もっと知りたい」を学びます。

期日	内容
7月22日(水)	減災「命をつなぐ」
8月18日(火)	3Rのすすめ
10月14日(水)	暮らしの経済
11月19日(木)	おじゃまします!市議会
12月8日(火)	地域福祉~社会生活を共に

時間

初回は午前9時30分~正午

会場

まなび学園ほか

定員

20人(応募多数の場合は抽選。初めての方を優先)

受講料

無料(昼食代、保険料などは自己負担)

申込期限

7月3日(金)

問い合わせ・申し込み

まなび学園(☎23-4234)

歴史講座

史跡などを巡り、地域や県内の歴史について理解を深めます。

期日	内容
6月24日(水)	石鳥谷町好地地区周辺の史跡めぐり
9月25日(金)	石鳥谷町大瀬川・八幡地区周辺の史跡めぐり
11月6日(金)	遠野市立博物館へ出向き、歴史を学習する

対象

市内に在住または勤務する人

時間

初回は午前9時~正午

定員

20人(先着順)

受講料

無料(昼食代、入館料などは自己負担)

申込開始日

6月18日(木)

問い合わせ・申し込み

石鳥谷生涯学習会館(☎45-3358)